

税金

国税の申告・納付期限が決定しました

東日本大震災が発生した23年3月11日以後に到来する所得税消費税および地方消費税の申告・納付などの延長期日は、23年9月30日(金)に決定しました。申告・納付などの義務がある人は、手続きがまだ済んでいない人は、同日までに手続きをお願いします。

また、所得税、消費税および地方消費税に係る22年分確定申告書を提出した人で、納付書で納付をする人は9月30日まで、口座振替で納付をする人の振替日は、10月31日(月)になります。なお、災害により、申告などの手続きが困難な人は、早めに会津若松税務署に相談してください。

▼問い合わせ先
会津若松税務署
☎(27) 4311

今年度分の自動車税の納期限が決定

東日本大震災の発生に伴い、延期されていた23年度の自動車

税の納期限が10月31日(月)に決定しました。

なお、納期限までに車検有効期限が満了する自動車については、22年度の納税証明書(23年10月30日まで有効)で車検を更新することができます。

詳しくは会津地方振興局県税

▼問い合わせ先
会津地方振興局 県税部
☎(29) 5261

生活

被災がれきの搬入には手続きが必要

東日本大震災が発生した被災がれきは、期間を決めて受け入れをしています。搬入するためには申請手続きが必要です。詳しくは町民生活課生活環境業務に問い合わせてください。

▼搬入できる期間
(土・日、祝日は除きます)
○第2次 9月26日(月)～10月7日(金)
○第3次 10月24日(月)～11月4日(金)
○第4次(最終) 11月21日(月)～11月30日(水)

▼搬入できる時間

午前9時～正午
午後1時～午後4時

▼申請窓口
町民生活課 生活環境業務

▼申請書類
被災がれき搬入申請書(印鑑を持参してください)

添付書類

り災(災害)証明書の写し(被害の程度が分かるもの)、契約書または見積書の写し

▼申込期限 10月31日(月)まで(土・日、祝日は除きます)
※4月5日～8月5日の間に持ち込み予約をした人も新たに申請手続きが必要です。

▼問い合わせ先
町民生活課 生活環境業務
☎(62) 2114

国民健康保険の保険証が変わります

国民健康保険の保険証は10月1日から一人に1枚の「個人証」に変わります。新しい保険証は、9月中に世帯主あてに簡易書留で郵送します。

現在、皆さんが使っている国民健康被保険者証(保険証)の有効期限は、9月30日です。有効期限が切れた保険証は、町民生活課に返還してください。

※注意事項
○保険証が小さくなるので、紛

東日本大震災被災者の保育料を減免

東日本大震災で被害を受けた人は、保育所保育料を減免される場合があります(表)。

対象になるのは、震災で収入が前年と比べて著しく減少した人や所有または住居としている家屋が損傷した人などです。詳しくは猪苗代保育所に問い合わせてください。

減免対象基準	減免の額	減免期間	必要書類	
入所児童の扶養義務者などが所有または住居している家屋が震災で損害を受けた場合	保護者または同居家族が所有している家屋が全壊した場合	平成23年4月から平成24年3月までのうち児童が町立保育所に在籍した期間	・申請書 ・り災証明書 ・その他の事情を証明する書類	
	保護者または同居家族が所有している家屋が半壊した場合			半額
	賃貸借契約を締結し、住居としている家屋が全壊または半壊した場合			半額
震災で保護者の収入が激減した場合	保護者が失業した(自己都合を除く)などで次の要件の両方を満たす場合 ①世帯の当該年度の所得見込額が前年の2分の1以下である場合 ②当該年度の所得見込額が、所得税および住民税ともに非課税と見込まれる場合	保育の実施に要する保育費用徴収条例施行規則の規定による実際の階層の保育料と第2階層の保育料との差額	・申請書 ・収入が激減した時から直近までの各月の給与明細書 ・その他の事情を証明する書類	

「保護者の収入が激減した場合」については、当該年度の所得を基準にするので、申請月以降の給与明細書なども提出してもらいます。

親子で一緒に遊びながら友だち作り

町では、親子の遊びの教室「ちびっこランド」を前期と後期の2回に分けて開催しています。今回は、後期の参加者を募集します。お友だちと一緒に思いき

り遊びましょう。

保護者の皆さんも、情報交換やリフレッシュの場として、参加してみませんか。

▼対象 町内に住む2歳から4歳までの子どもと保護者20組(※以前参加したことがある人は除きます)

▼開催日 10月26日(水)・11月16日(水)・12月21日(水)・24年1月18日(水)・2月22日(水)(全5回)

▼時間 午前10時から正午まで

▼場所 町農村環境改善センター

▼申込締め切り 9月30日(金) 定員になり次第、締め切ります。

▼申し込み・問い合わせ先
保健福祉課に電話で申し込んでください。
☎(62) 2115



ちびっこランドで綱引きをする親子の様子

見本

国民健康保険証 有効期限 平成 年 月 日

被保険者 記号 39 番号

氏名 年月日 性別 年月日 住所

保険者番号 070854

保険者名 福島県耶麻郡猪苗代町

福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地
電話 (0242) 62-2114

新しい保険証(見本)。台紙からはがしてご使用ください

失に注意し、大切に保管してください。

○保険証は台紙からはがしてお使いください。

○「遠隔地保険証」の申請は不要になります。

※町外に住所を移している学生の保険証(学保険証)については、今までどおり手続きが必要です。

○保険証は個人に交付されますが、国民健康保険税は今までどおり世帯主に課税されます。世帯主あてに納税通知書が送付されますので、納期内に納税してください。

▼問い合わせ先
町民生活課 国保年金業務
☎(62) 2114



結核は過去の病気ではありません。長引くせきなどの症状にはご注意ください

そのせき、結核ではありませんか?

9月24日から30日までの1週間は、結核予防週間です。

「せきが長引く(2週間以上)」「たんが出る」「微熱が続く」「胸が痛む」などの症状がある場合は、結核の可能性があります。早めに病院を受診しましょう。

結核は、高齢者に多い病気です。65歳以上の人は、年に1度の胸部レントゲン検診(結核検診)を受けることが、感染症予防法で義務付けられています。

まだ胸部レントゲン検診が済んでいない人は、早めに受診してください。受診した時には、医師に「胸部レントゲン検診(結核検診)実施済証」を記入してもらい、11月末までに役場保健福祉課に提出してください。

結核は、過去の病ではありません。現代の病気です。しかし、早期発見・早期治療で治すことができます。結核のことを正しく理解し、予防しましょう。

▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり業務
☎(62) 2115

催し

心に残る楽しい学習発表会を創ろう

猪苗代養護学校では、日頃の学習の成果を発表する場として、学習発表会を実施します。劇などのステージ発表、児童生徒の作品展、本校の日頃の活動を体験できるイベントコーナーや作業学習製品の販売コーナーなど、盛りだくさんの内容です。

地域の皆さんと一つになり、楽しい学習発表会を創り上げたいと思います。本校の児童生徒と交流を深めてみませんか。皆さんのご来場をお待ちしています。

▼場所 県立猪苗代養護学校

▼日時 10月15日(土)

午前9時20分～午後2時

▼ステージ発表

午前9時30分～午前11時

▼作品展

午前9時30分～午後2時

▼製品販売・イベント

午前11時～正午

▼外部団体との交流

午後1時～午後1時20分

※進行状況により、時間が若干

生活

子どもと妊婦にバッジ式線量計配付

県では、市町村の放射線線量計整備に対する支援事業を実施します。

町はこの事業を活用し、放射線の影響を受けやすいとされる子ども(中学3年生まで)と妊婦を対象に、バッジ式線量計を配付します。子どもを持つ親や妊婦の放射線に対する不安を解消するため、10月から積算線量の計測を開始します(希望による申し込み制です)。



線量計はネックホルダーに入れて着用します。透明なケースの中にあるのが線量計

対象者には個別に通知しましたが、もし届いていない場合は保健福祉課まで問い合わせてください。震災で避難している子どもと妊婦も該当しますので、実施を希望する人は問い合わせてください。

前後することがあります。

▼問い合わせ先

県立猪苗代養護学校

☎(65)2151 担当 大内

内水面水産試験場で楽しいイベント

がんばろう！福島の水産試験場

県の内水面水産試験場では、地域の皆さんに施設や研究内容(淡水魚への放射能の影響など)を知ってもらうため、施設を開放し、展示やイベントを実施します。ご家族お揃いで、ぜひお出かけください。



昨年の内水面水産試験場参観デーの様子

▼日時 10月1日(土)

午前10時～午後3時

▼場所 県内水面水産試験場

(緑の村)隣

▼内容

○試験研究の成果展示

○お魚ウルトラクイズ

○会津ユキマスなどの試食

▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり業務
☎(62)2115

掲示板

告示

- ・第75号「猪苗代町総合健康診査等実施要綱」
- ・(保健福祉課健康づくり業務)
- ・第76号「不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第77号「差押解除通知書の公示送達について」
- ・(税務課収納業務)
- ・第78号「猪苗代町指定給水装置工事業者指定について」(上下水道課水道施設業務)
- ・第79号「差押書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第80号「配当計算書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第81号「臨時議会招集」(総務課行政官業務)
- ・第82号「国民健康保険被保険者証無効公示」
- ・(町民生活課国保年金業務)
- ・第83号「充当通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第84号「公売通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

相談

役所や特殊法人への苦情を受けます

国、県、市町村などの役所やNTTなどの特殊法人の仕事について、苦情、意見や要望を受けるのが行政相談会です。

▼日時・場所

9月21日(水) 役場3階
日本間 午後1時～午後3時

10月17日(月)～23日(日)の1週間は「行政相談週間」です。

期間中は毎月1回の定例相談会に代えて出張相談会を開設します。

相談は無料、秘密は厳守します。気軽に相談してください。

▼日時・場所

○10月17日(月)

翁島駅前公民館

午後1時～午後3時

○10月18日(火)

○農産物(6次化商品)などの試食・販売
※環境に配慮するため、自動車の相乗りや「マイ箸・食器」の準備などに協力をお願いします。

▼問い合わせ先

県内水面水産試験場

☎(65)2011

公告

- ・第24号「個人情報開示の実施状況の公表」
 - ・(総務課秘書広報業務)
 - ・第25号「猪苗代町農業振興地域整備計画変更に伴う公告」
 - ・(農林課農林業務)
 - ・第26号「国営安積疏水二期土地改良事業計画書の公告」
 - ・(農林課農林業務)
 - ・第27号「農用地利用集積計画について」
 - ・(農業委員会農地業務)
 - ・第28号「インターネット公売による不動産の最高価申込者決定について(第2号)」
 - ・(税務課収納業務)
 - ・第29号「インターネット公売の公告について(第3号)」
 - ・(税務課収納業務)
 - ・第30号「抑留犬公告」
 - ・(町民生活課生活環境業務)
 - ・第31号「農用地利用集積計画について」
 - ・(農業委員会農地業務)
 - ・第32号「抑留犬公告」
 - ・(町民生活課生活環境業務)
- ※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧になるか、それぞれの担当課に問い合わせください。



写真は改善センター前に設置したスウィングバナー

▼問い合わせ先
総務課 秘書広報業務
☎(62)2111

一人で悩まずに、相談してください

町と人権擁護委員は、人権標語の懸垂幕とスウィングバナーを作成し、磐梯まつりの日から役場庁舎に設置しました。祭りの会場でも啓発物品を配布するなど、人権啓発活動に日々取り組んでいます。

男女差別、DVやいじめなど人権に関わる問題でお悩みの人は、人権擁護委員の人権相談所にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

▼日時 10月7日(金)

午前10時～午後3時

▼場所 役場3階 日本間

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務

☎(62)2111